

需要家保安を検討するにあたって

<本日の内容>

- I. はじめに
- II. 現在、ガス事業者が行なっている保安業務
- III. ガスの保安制度の特徴
- IV. 制度改革にあたっての視点

平成26年5月29日

一般社団法人 日本ガス協会

I. はじめに

- これまで都市ガス事業者は、安全に対するお客さまからの信頼に応え、導管管理部門だけでなく、サービス・販売担当部門や、消防・警察等の行政との総合的な連携の中で、保安水準を高めてきた。
- 需要家保安制度の検討にあたっては、様々なビジネスモデルで参入する事業者を想定し、「保安水準を維持向上し、かつ参入しやすい仕組み」の検討が必要と考える。
- また、お客さまの納得感や利便性の向上につながる仕組みであることが重要である。

＜想定される参入事業者の例＞

①既存ガス事業者と同様に
お客さまへの保安・サービス体制を
持つ事業者

- LPG系の小売事業者
- 簡易ガス事業系の事業者

等

②新たなビジネスモデルで
参入する事業者

- 電力・ガス・通信等のセット販売をする事業者

等

Ⅱ. 現在、ガス事業者が行なっている保安業務

都市ガス安全規制の考え方

- 安全規制への行政の関与は必要最小限とし、ガス事業者の自主保安活動により保安水準の維持・向上を図る仕組みを構築
- 安全高度化計画を着実に推進（死亡事故の削減、非安全型機器の取替えなど）

平成9年（1997年）閣議決定

『経済構造の変革と創造のための行動計画フォローアップ』

ガスの保安規制のあり方

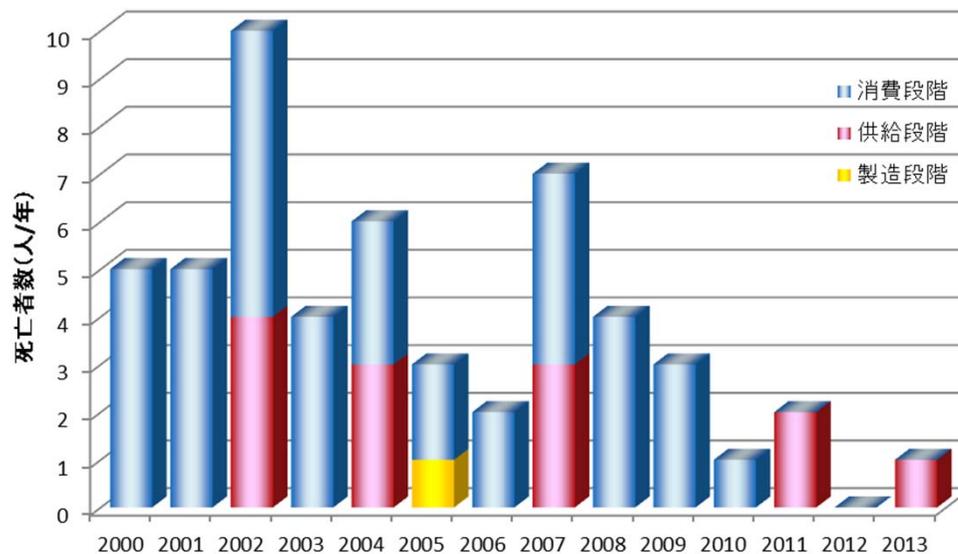
- ①各主体の自己責任を原則
- ②国の関与は必要最小限
- ③事後規制の機動的・効果的発動
- ④情報公開の徹底



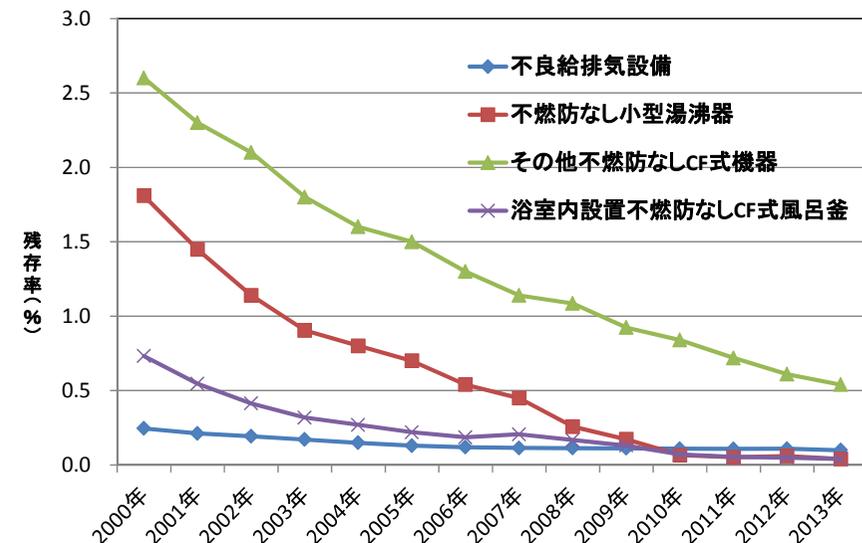
平成12年（2000年）

ガス事業法改正

閣議決定①②③④を反映



都市ガス(簡易ガス除く)事故起因による死亡者数の推移



非安全型機器の残存率の推移

現在の需要家保安業務（概要イメージ）

■ガス事業法に定められた「定期点検（予防保全）」「ガス漏れ等の緊急対応（事後保全）」に加え、保安規程の作成・ガス主任技術者の選任や、様々な自主保安活動を通じて、保安水準の維持・向上に取り組んでいる。

サービス開始（開栓）	お客さまからの問い合わせ	約3年に1回の定期点検（予防保全）【事業法】	サービス・営業時の保安活動	自主的な保安活動【JGA基準等】	突発的なガス漏れ等の緊急対応（事後保全）【事業法】
サービス開始時の点検	「器具を買ってきたが接続してよいか」 等	①内管漏えい検査【技省令51条】 ②消費機器調査・周知【法40条の2】	お客さまとの接点時に発見した事象への対応	定期点検結果等をもとにした改善活動	①内管漏えい受付・緊急出動・修理【施行規則31条】 ②消費機器漏えい・事故発生時のすみやかな措置（使用禁止等）【法40条の2】

販売・サービス担当部門

導管管理部門

ガス主任技術者の選任・届出【事業法（31条）】

ガス主任技術者（同左）

保安規程の作成・届出及び遵守【事業法（30条）】

＜参考1＞定期点検（予防保全）

- 法令やマニュアルで規定された業務内容に則り、40ヶ月（約3年）に1度実施。
- 定型的・画一的な業務であるため、比較的スキルを習得しやすい。また、お客さま件数に応じた体制構築や委託が可能。

（1）内管漏えい検査

敷地内のガス管について、経年劣化などによるガス漏れがないかを確認。



（2）消費機器調査

不完全燃焼によるCO中毒などを防ぐために、屋内設置の給湯器などに関して給気、排気にかかわる設備の点検などを行う。



＜参考2＞緊急対応（事後保全）

- 24時間待機・電話受付や、現場に急行するための体制が必要（業務量に関わらず一定の体制が必要であり、規模の経済性が働きやすい）。
- 現場での漏えい箇所の絞込み、ガス漏れを止める応急修理については、現場に応じた個別の判断が求められるため、業務経験が必要。



24時間待機・電話受付



漏れ箇所を探す①



現場に急行



漏れ箇所を探す②



漏れ箇所を応急修理する

＜参考3＞お客さま接点機会を活用した保安活動

- 法定点検以外にも、営業担当者が現場で気づいた時にお客さまに保安改善提案を行い、事故の未然防止に努めている。

＜営業部門による自主保安活動の例＞

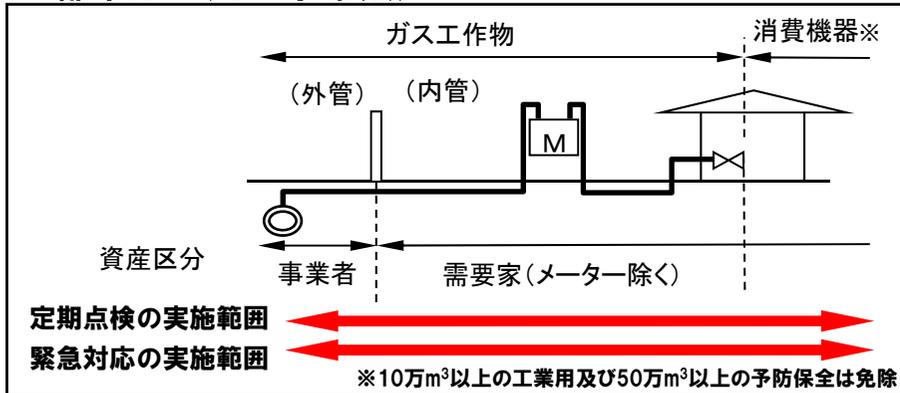
例1	<ul style="list-style-type: none"> ・コンロ修理の依頼を営業担当者が受け、お客さま宅を訪問 ・給湯器が古い不安全型機器であることに気がつき、交換の提案を行い、取替えを実施。
例2	<ul style="list-style-type: none"> ・営業担当者がお客さま訪問時に厨房機器が移設されていることを発見。 ・給排気設備の位置が適切でなかったため、CO測定したところ反応があった。機器を移設し、事故を未然に防止。
例3	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店でCO警報器が発報。緊急対応部門が出動し、機器の使用禁止措置を実施。 ・数日後に営業担当者が訪問したところ、お客さまが機器の使用を再開していた。再度、使用禁止を依頼し、事故を未然に防止。

Ⅲ. ガスの保安制度の特徴

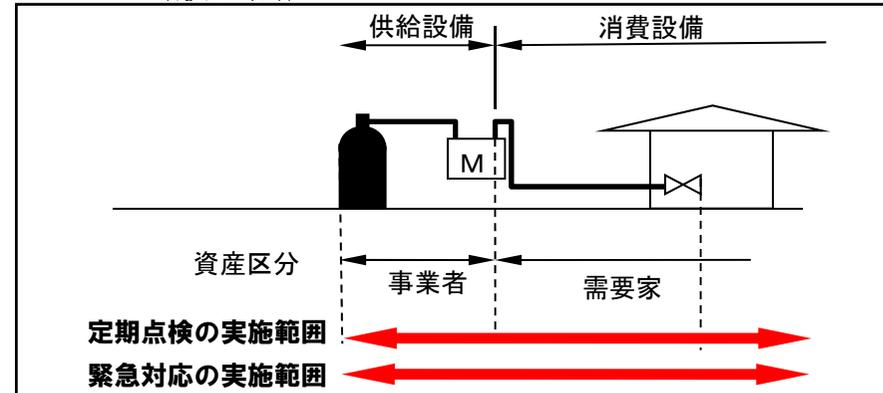
電気・プロパンとの保安制度の比較

- 定期点検：都市ガスとLPGは消費機器を含む需要家資産まで実施義務あり
電気は消費機器の実施義務なし
- 緊急対応：都市ガスとLPGは消費機器を含む需要家資産まで実施義務あり
電気は需要家資産についての実施義務なし
- 都市ガスの事故届出件数では、消費段階のものが最も多い。

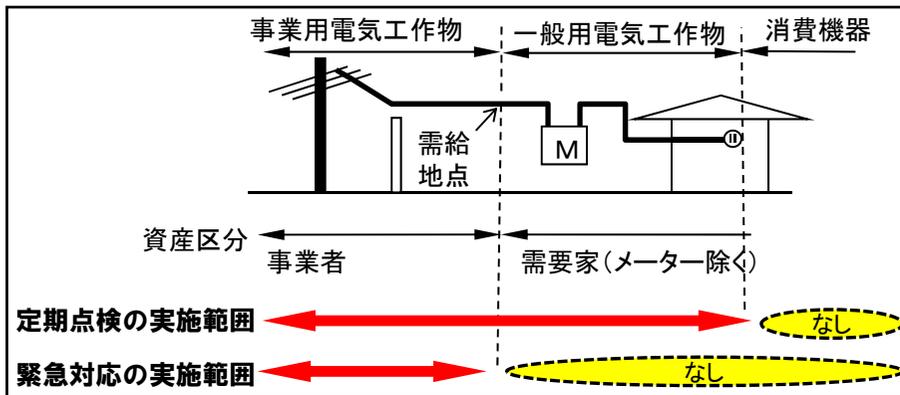
<都市ガス(ガス事業法)>



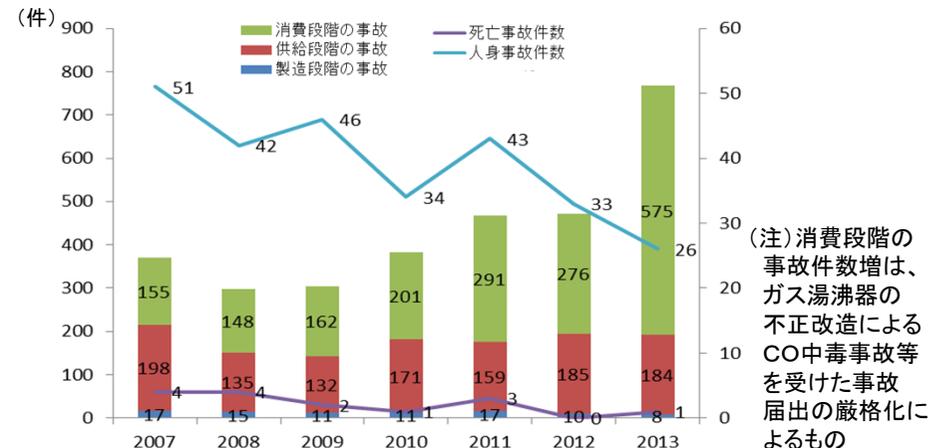
<LPG(液石法)>



<電気(電気事業法)>

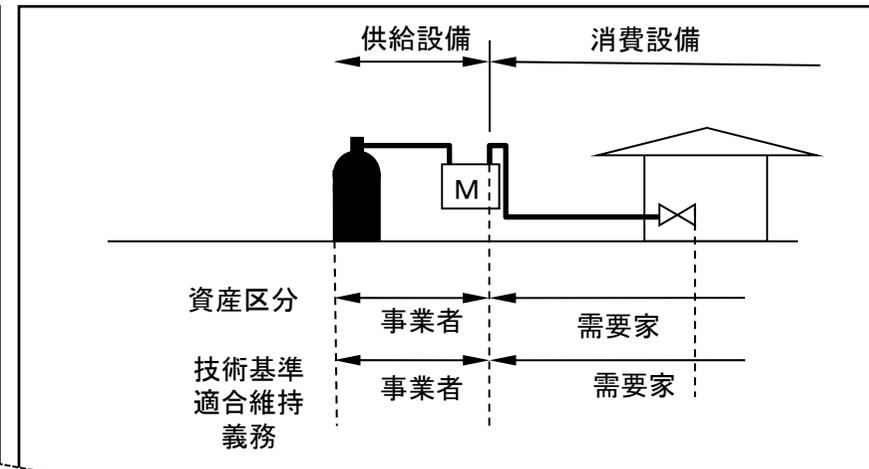
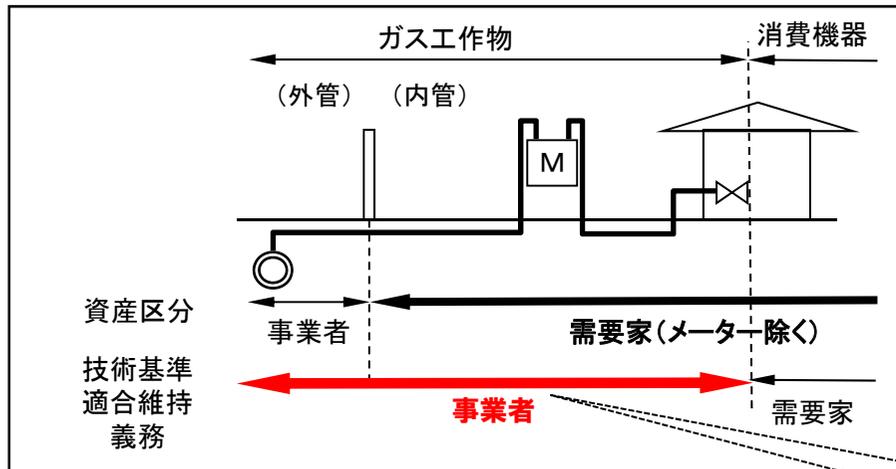


<都市ガス事故件数の推移)>

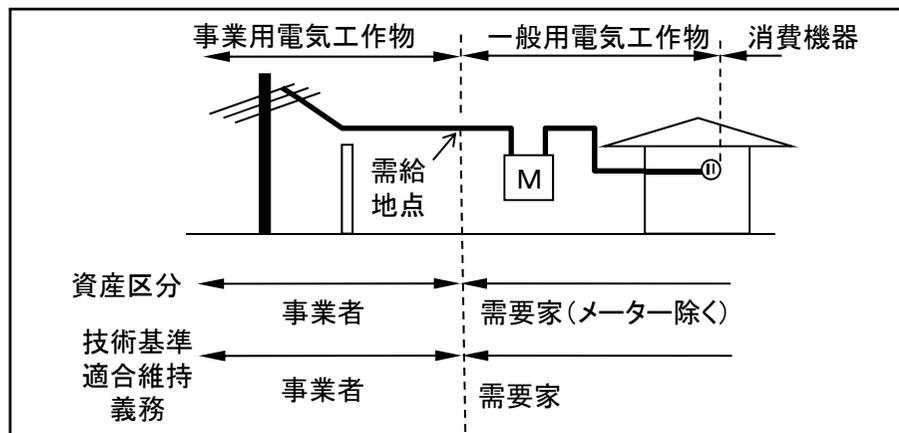


事業者と利用者の責任分担

■都市ガスでは、お客さまの資産であるガス工作物の責任（技術基準適合維持義務）を事業者が担っており、電気やLPGと異なり、資産区分と責任区分が一致していない状態。



<電気(電気事業法)>



※ガス事業法28条(ガス工作物の技術基準適合維持義務)
「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」

IV. 制度改革にあたっての検討の視点

1. 検討の視点

視点1. 保安水準の維持・向上

ガスは、お客さま先での消費機器で熱や電気に変換され利用されることから、消費機器の設置や利用面も含め、お客さま接点時に継続して安全を確保することが必要である。

- 保安向上のためには、お客さま接点機会に保安活動を同時に実施することが望ましく、新小売事業者も保安に関する責任や役割を担うことが必要ではないか。
- 一方、保安のノウハウや体制を保有する既存ガス事業者が保安業務を担う方が安全ではないかという視点から、「新ガス導管事業者が一義的に担う」とすると、どのような課題があるか（新小売事業者にどのような責任・役割を求めるか）。

視点2. 新規参入の容易性

- 既存ガス事業者と同様にお客さまへの保安・サービス体制を持つ事業者
- 新しいビジネスモデルで参入する事業者

のそれぞれが、創意工夫の下で強みを活かせる、または参入しやすい制度はどのようなものか。

【視点1】保安水準の維持・向上①

サービス開始 (開栓)	お客さまからの 問い合わせ	約3年に1回の 定期点検(予防保全) 【事業法】	サービス・ 営業時の 保安活動	自主的な 保安活動 【JGA基準等】	突発的なガス漏れ等の 緊急対応(事後保全) 【事業法】
サービス開始時の点検	「器具を買ってきたが接続してよいか」 等	①内管 漏えい検査 【技省令51条】 ②消費機器 調査・周知 【法40条の2】	お客さまとの接点時に発見した事象への対応	定期点検結果等をもとにした改善活動	①内管 漏えい受付・緊急 出動・修理 【施行規則31条】 ②消費機器 漏えい・事故発生時のすみやかな措置 (使用禁止等) 【法40条の2】
販売・サービス担当部門				導管管理部門	

- 新ガス導管事業者が保安責任を担う場合：
導管(外管)を中心として保安ノウハウや体制は保有しているが、接点機会のない「○」部分をどのように担保するか、保安上必要な情報入手や緊急時の小売事業者との連携等をどのように担保するかが課題となる。
- 新小売事業者が保安責任を担う場合：
お客さま接点機会を活用した保安活動は容易だが、(保安体制を持たない事業者の場合)体制の確保が課題となる。

【視点1】保安水準の維持・向上②

「新ガス導管事業者が一義的に担う」とすると、どのような課題があるか（新小売事業者にどのような責任・役割を求めるか）。

（1）保安業務を遂行する上での情報連携

- ・スムーズな保安業務のための、新小売事業者からの「お客さまの基本情報(住所・連絡先等)」「図面・機器情報」などの提供方法
- ・お客さまがガス漏れ電話を新小売事業者に行う場合があるため、現場出動を行う新ガス導管事業者への迅速な取次ぎに関する取り決め

（2）事故増加リスクへの対策

- ・仮に新小売事業者に保安責任が全くない制度となった場合、新小売事業者の自主保安で容易に防止できたはずの事故が防止できないことへの対策
- ・ガス漏れ対応で緊急にガスを止める際、契約関係のないお客さまの場合、新小売事業者の許可が必要なケースがあり、対応が遅れることへの対策

（3）個別性の高いお客さまへの対応

- ・現行の大口のお客さまは、一般に内管・機器の設計・施工・機種等における個別性が高い。また、ガス以外の配管も輻輳しているため、日頃から当該のお客さまの事情に通じていない新ガス導管事業者では対応が困難なケースが多い。

＜参考＞現行大口分野の保安

- 大口のお客さまは、工業用機器やコージェネなど、お客さまの用途に応じた特殊な消費機器が多く、またガス以外の配管も輻輳しているなど、お客さまとの日々の接点を持つ新小売事業者でなければわからない情報が多い。
- 大口分野ではお客さま自身の保安能力が高く、体制も整っていることから、大口ガス事業者が保安業務の責任を担っている。新規参入は着実に増加している一方で、事故件数は増加しておらず、制度上は問題ないと評価されている。

＜大口需要家（工業用）の配管イメージ＞



＜都市熱エネルギー部会報告書（平成18年5月）＞

「事故の発生状況を見る限り、現行の大口供給制度が需要家保安に影響を与えている状況は見受けられない。また、原子力安全・保安院が実施した個別大口需要家に対する訪問調査においても、適切な保安管理体制の整備が確認されており、現状においては、これまでの自由化範囲の拡大に関する需要家の保安管理状況について特段の問題は見当たらない。」

【視点2】新規参入の容易性

- 保安責任と業務を「新ガス導管事業者が一義的に担う」場合、保安体制を保有しない事業者にとっては参入しやすい
- 一方、保安体制に強みを持つ新規参入者（LPG・簡易ガス事業者等）にとっては、新ガス導管事業者が保安業務を独占すると強みを活かさない

	新ガス導管事業者が一義的に担う	新小売事業者が一義的に担う (委託は可能)
既存ガス事業者と同様に お客さまへの保安・サービス 体制を持つ事業者 (LPG、簡易ガスなど)	× 既存のお客さま接点や保安体制 などの強みが活かさない	○ 既存のお客さま接点や保安体制 などの強みが活かせる
新たなビジネスモデルで 参入する事業者	○ 保安体制構築の必要がなく、 参入しやすい	× 特に緊急対応体制について、 保安体制構築の負担が大きい

2. 具体的制度内容（ガス業界案）

■新小売事業者が一義的に責任を担うことで、

- ・自主的な保安活動が促進され保安向上につながる、
- ・お客さまにとってもガスに関する様々な相談（ガス料金の問い合わせ、マイコンメータの点滅等）もスムーズにワンストップで行える等、メリットが大きい

【緊急対応（事後保全）】

新規参入者にとって、専門性が高く、体制構築の負担が大きいことから、対応事業者の乱立は好ましくないと思われる。小口の場合、内管・機器の汎用性が高いことから、既存ガス事業者が全面的に受託する。（自社ネットワーク外は除く）

【定期点検（予防保全）】

緊急対応ほど専門性が高くなく、規模に応じた体制構築や委託は容易。ただし、参入当初は体制構築に時間がかかる事業者もいる可能性があるため、既存ガス事業者が積極的に相対で受託する。

*お客さまにとっては、自主保安も含めた保安サービスでガス事業者を選ぶことができる。また委託先は、既存ガス事業者以外にもLPG事業者等も考えられる。



新小売事業者が保安責任を担うものの、既存ガス事業者が委託を受ける方向で検討することが望ましい。